



二　　者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないよう変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、第十条の二に規定する企業型掛け金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものである」と。  
　　企業型年金加入者掛け金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項が事業主によつて不當に制約されるものでないこと。

二 イ 法第二十五条の二第一項に規定する特定期間及び同条第二項に規定する猶予期間は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

四 口 法第二十三条の一第一項の規定により企業運用関連運営管理機関等（法第二十三条第一項に規定する企業型運用関連運営管理機関等をいう。以下この号及び第十二条の二において同じ。）が指定運用方法を選定し、是示しようとする場合にあっては、事業主

者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないよう変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、第十条の二に規定する企業型掛け金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。

一 企業型年金加入者掛け金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項が事業主によつて不适当に制約されるものでないこと。

法第二十一条第一項に規定する企業型年金

イ 法第二十五条の二第一項に規定する特定期間及び同条第二項に規定する猶予期間は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。  
コ 去第二十三条の二第一項の規定により企

三 企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務を併せて行うものであること。

目的とする契約であつて、当該企業型年金の  
企業型年金加入者又は企業型年金加入者であ  
つた者を被保険者又は被共済者とするもの  
うち、厚生労働省令で定める要件に該当する  
ものであること。

間（当該企業型掛金拠出単位期間を第十条の四ただし書の規定により区分した期間を定めた場合にあっては、当該区分した期間）の最後の月の翌月の初日から末日までの日（企業型年金加入者がその資格を喪失した場合にあっては、その資格を喪失した日から同日の属する月の翌月の末日までの日）とされていること。

七 法第二十一条の三第一項の規定により企業型年金加入者掛金を給与から控除することができることを定める場合にあっては、その控除は、企業型年金加入者掛金の納付期限日の属する月（企業型年金加入者がその実施事業所に使用されなくなったときの当該企業型年金加入者掛金については、その使用されなくなった月又はその翌月）の給与から当該企業型年金加入者掛金を控除するものであること。

八 法第二十三条の一第一項の規定により指定運用方法（同条第二項に規定する指定運用方法をいふ。口、第十三条第二項及び第二十九条第五号において同じ。）を提示することを定める場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。

が運用の指図を行ふことを事業主が不當に制約するものでないこと。

十 法第三十一条第一項に規定する年金給付（以下この章において単に「年金給付」といいう。）の支払期月は、毎年一定の時期であること。

十一 一時金として支給される給付は、その全額が一時に支給されるものであること。

十二 第二条第二号に掲げる者であつて当該資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年未満であるものについて、その者の個人別管理資産が移換されるときは、その全てを移換するものとされていること。

十三 その他法令に違反する事項がないこと。（運営管理業務の委託）

**第七条** 事業主が法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、次に定めるところによらなければならない。

一 委託する業務については、当該事業主の実施する企業型年金に係る企業型年金加入者等の全てを対象とするものであること。

二 一の企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち法第二条第七項第一号ロ又はハに掲

相談助言その他運営管理業務の実施に必要な事務を、当該確定拠出年金運営管理機関（同条第一項の規定により当該確定拠出年金運営管理機関から再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。）に委託することができる。

（運営管理業務の再委託）

**第八条** 前条の規定は、法第七条第二項の規定による運営管理業務の再委託について準用する（資産管理契約）

**第九条** 法第八条第一項の給付に充るべき積立金に係る契約については、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならぬ。

一 法第八条第一項第一号に掲げる契約 企業型年金の給付に充てることをその目的とする運用の方法を特定する信託であつて、当該企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金全加入者であつた者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。以下この条において同じ。）を受益者とするもののうち、厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

二 法第八条第一項第二号から第四号に掲げる契約 企業型年金の給付に充てることをその

算定した事業主掛金の額が等しい場合において、その者が二以上の各企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日が同日であるときは、厚生労働大臣の指定する企業型年金（事業主掛金の拠出の方法）第十五条の二 事業主掛金の拠出は、企業型年金加入者期間（法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間をいう。以下同じ。）の計算の基礎となる期間につき、十一月から翌年十一月までの十二月間（企業型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した月の前月までの期間。以下「企業型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出するものとする。ただし、企業型年金規約で定めるところにより、企業型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することができる。（簡易企業型年金に係る事業主掛金の基準）第十条の三 法第十九条第二項ただし書の政令で定める基準は、事業主掛金が定額であることとする。

五　二　者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないよう変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。

二　企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項が事業主によって不适当に制約されるものでないこと。

法第二十一条第一項に規定する企業型年金規約で定める日（第十一条の三第一項において「納付期限日」という。）は、第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間（当該企業型掛金拠出単位期間を同条ただし書の規定により区分した期間を定めた場合にあっては、当該区分した期間）の最後の月の翌月の初日から末日までの日（企業型年金加入者がその資格を喪失した場合にあっては、その資格を喪失した日から同日の属する月の翌月の末日までの日）とされていること。

六　法第二十一条の二第一項に規定する企業型

イ 法第二十五条の二第一項に規定する特定期間及び同条第二項に規定する猶予期間は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

口 法第二十三条の二第一項の規定により企業型運用関連運営管理機関等（法第二十三条第一項に規定する企業型運用関連運営管理機関等をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）が指定運用方法を選定し提示しようとする場合にあっては、事業主は、その実施する企業型年金における厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保險者（法第九条第二項第二号に該当する者を除く。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合（当該第一号等厚生年金被保險者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保險者の過半数を代表する者と協議して、企業型運用関連運営管理機関等は、その協議の結果を尊重することとされていること。

げる業務（当該企業型年金加入者等が個人別管理年金の個人別管理資産を有する場合における個人別管理資産に係るもの）について、三條第三項第四号に規定する確定拠出年金運営管理機関（法第百二十九条第一項第一号に規定する確定拠出年金運営管理機関をいう。以下同じ。）において行うものであること。

三　企業型年金加入者等に係る運営管理業務の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務について、当該業務に係る金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第十条第二項各号に掲げる事項（以下「勧誘方針」という。）を定め、かつ、当該勧誘方針を金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十四条に規定する方法により公表している確定拠出年金運営管理機関に委託するものであること。

事業主は、法第七条第一項の規定により運営

目的とする契約であつて、当該企業型年金の  
企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者を被保険者又は被共済者とするもの  
うち、厚生労働省令で定める要件に該当する  
ものであること。

(企業型年金の法定選択)

**第十一条** 法第十三条第一項に規定する者で同項の  
選択をしなかつたものが、同条第四項の規定により  
選択したものとみなされる企業型年金は、  
次のとおりとする。

一 二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至つた日における各企業型年金についてそれぞれその者の事業主掛金の額を算定した場合において、それらの事業主掛金の額が異なるときは、そのうち最も高い額の事業主掛金に係る企業型年金  
二 各企業型年金について前号の規定により算定した事業主掛金の額が等しい場合において、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至つた日前か  
の二月三十日(金曜日)をもって

が運用の指図を行つことを事業主が不适当に制約するものでないこと。

十 法第三十一条第一項に規定する年金給付（以下この章において単に「年金給付」といいう。）の支払期月は、毎年一定の時期であること。

十一 一時金として支給される給付は、その全額が一時に支給されるものであること。

十二 第二条第二号に掲げる者であつて当該資格を喪失した日ににおいて実施事業所に使用された期間が三年未満であるものについて、その者の個人別管理資産が移換されるときは、その全てを移換するものとされてゐること。

十三 その他法令に違反する事項がないこと。（運営管理業務の委託）

相談助言その他他運営管理業務の実施に必要な事務を、当該確定拠出年金運営管理機関（同条第一項の規定により当該確定拠出年金運営管理機関から再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。）に委託することができる。

**第八条** 前条の規定は、法第七条第二項の規定による運営管理業務の再委託について準用する（資産管理契約）。

**第九条** 法第八条第一項の給付に充てるべき積立金に係る契約については、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならぬ。

一 法第八条第一項第一号に掲げる契約  
　企業型年金の給付に充てることをその目的とする運用の方法を特定する信託であつて、当該企業型年金の加入者又は企業型年金会員

算定した事業主掛金の額が等しい場合において、その者が二以上の各企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日が同日であるときは、厚生労働大臣の指定する企業型年金（事業主掛金の拠出の方法）第十九条の二 事業主掛金の拠出は、企業型年金加入者期間（法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間をいう。以下同じ。）の計算の基礎となる期間につき、十二月から翌年十一月までの十二ヶ月間（企業型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあつてはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にはあつてはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下「企業型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出するものとする。

七 法第二十一条の三第一項の規定により企業型年金加入者掛金を給与から控除することができるることを定める場合にあっては、その控除は、企業型年金加入者掛金の納付期限日の属する月（企業型年金加入者がその実施事業所に使用されなくなったときの当該企業型年金加入者掛金については、その使用されなくなった月又はその翌月）の給与から当該企業型年金加入者掛金を控除するものであること。

額が一時に支給されるものであること。

十二 第二条第二号に掲げる者であつて当該資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年未満であるものについて、その者の個人別管理資産が移換されるときは、その全てを移換するものとされていること。

十三 その他法令に違反する事項がないこと。

(運営管理業務の委託)

**第七条** 事業主が法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、次に定めるとともによらなければならない。

**第九条** 法第八条第一項の給付に充てるべき積立金に係る契約については、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならぬ。  
一 法第八条第一項第一号に掲げる契約 企業型年金の給付に充てることをその目的とする運用の方法を特定する信託であつて、当該企業型年金の加入者は又は企業型年金会員である者で、加入者であつた者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。以下この条において）

年金加入者期間をいう。(以下同じ。)の計算の基礎となる期間につき、十二月から翌年十一月までの十二月間(企業型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあつてはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にはあつてはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下「企業型掛金拠出単位期間」という。)を単位として拠出するものとする。ただし、企業型年金規約で定めるところにより、企業型掛け金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することができます。

運用方法（同条第二項に規定する指定運用方法をいう。口、第十三条第二項及び第二十九条第五号において同じ。）を提示することを定める場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。

委託する業務については、当該事業主の実施する企業型年金に係る企業型年金加入者の全てを対象とするものであること。

て同じ。)を受益者とするもののうち、厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

(簡易企業型年金に係る事業主掛金の基準)  
**第十条の三** 法第十九条第二項ただし書の政令で定める基準は、事業主掛金が定額であることとする。



第十五條 法第二十三条第一項の政令で定める運用の方法は、次の表の上欄に掲げる運用の方法であつて、同表の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項ごとに分類されたもののうち、運用方法要件に適合するものとする。	
預入の貯又預一	イ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関（資産管理機関の預金のその他の厚生労働省令で定める預受入れの業務を行うことが得られるものに限る。ハ及び事項二において「預金保険対象金融機関」という。）を相手方とする預金（外貨預金及び譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。ハにおいて同じ。）を除く。）の預入
口 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律預金又は貯金の第五十三号）第二条第一項種類、預入期間に規定する農水産業協同組合（資産管理機関の貯金又は貯金の預入の相手方、方とする貯金又は預金（外貨貯金及び農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四八年政令第二百一号）第六条第一号に規定する譲渡性貯金を除く。）の預入	ロ 農水産業協同組合貯金預入の相手方、方とする貯金又は預金（外貨貯金及び農水産業協同組合（資産管理機関の貯金又は貯金の預入の相手方、方とする貯金又は貯金の預入の相手方、又は貯金保険対象金融機関預入の相手方、又は貯金又は貯金の
事項	勤省令で定める

二 預金保険法第二条第二項第五号に規定する債券又は農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項第四号に		同一に四項及び項ごとに含利きるさ表券価値のじてお号第次及の下。を権べられ示に証有当けに場なてさ発券価値のじてお号第次及の下。を権べられ示に証有当けに場なてさ発券価値	イ 国債証券の売買	二 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託で、あつてその信託財産を一の方法、信託契約の期間その他の「一法人の発行する社債券の厚生労働省令等」という。の売買のみで定める事項により運用することを約するもの
までの期間	までの期間	までの期間	までの期間	までの期間
までの期間	までの期間	までの期間	までの期間	までの期間

買 規定する農林債の債券の売	本 信託業務を営む金融機 関の貸付信託の受益証券で あつて金融機関の信託業務 の兼営等に関する法律第六 条の規定により元本の補填 の契約のあるものの売買	ヘ 特別の法律により銀行 、株式会社商工組合中央金 庫、株式会社日本政策投資 銀行、農林中央金庫又は全 国を地区とする信用金庫連 合会の発行する債券の売買 (ハ及びニに掲げるものを 除く。)	ト 法律の定めるところに より、予算について国会の 議決を経、又は承認を得な ければならない法人の発行 する債券の売買 (ハに掲げ るものを除く。)	チ 特別の法律により設立 された法人 (トに規定する 法人を除き、國、トに規定 する法人及び地方公共団体 以外の者の出資のないもの に限る。) であつて当該特 別の法律により債券を發行 することができるものの發 行する債券の売買 (ハに掲 げるものを除く。)	リ 貸付信託の受益証券の 売買 (本に掲げるものを除 く。)	ヌ 投資信託 (投資信託及 び投資法人に関する法律 (昭和二十六年法律第百九 十八号) 第二条第三項に規 定する投資信託をいう。) の受益証券の売買 (ル、ヲ 及びナに掲げるものを除く 。)
買 規定する農林債の債券の売	本 信託業務を営む金融機 関の貸付信託の受益証券で あつて金融機関の信託業務 の兼営等に関する法律第六 条の規定により元本の補填 の契約のあるものの売買	ヘ 特別の法律により銀行 、株式会社商工組合中央金 庫、株式会社日本政策投資 銀行、農林中央金庫又は全 国を地区とする信用金庫連 合会の発行する債券の売買 (ハ及びニに掲げるものを 除く。)	ト 法律の定めるところに より、予算について国会の 議決を経、又は承認を得な ければならない法人の発行 する債券の売買 (ハに掲げ るものを除く。)	チ 特別の法律により設立 された法人 (トに規定する 法人を除き、國、トに規定 する法人及び地方公共団体 以外の者の出資のないもの に限る。) であつて当該特 別の法律により債券を發行 することができるものの發 行する債券の売買 (ハに掲 げるものを除く。)	リ 貸付信託の受益証券の 売買 (本に掲げるものを除 く。)	ヌ 投資信託 (投資信託及 び投資法人に関する法律 (昭和二十六年法律第百九 十八号) 第二条第三項に規 定する投資信託をいう。) の受益証券の売買 (ル、ヲ 及びナに掲げるものを除く 。)

ル	又に規定する受益証券のうち、公社債投資信託資法人に関する（投資信託及び投資法人に法律第二条第一項に規定する委託者指団型投資信託の委託者その他の厚生労働省令で定める）の受益証券であるものの売買	事項
ヲ	又に規定する受益証券のうち、将来の一定の時期資法人に関する目標としてその運用から法律第二条第一項に規定する委託者指団型投資信託の委託者その他の厚生労働省令で定めるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものとの売買	事項
ワ	投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。カ、ナ及びラにおいて同じ。）の投資證券（同条第十五項に規定する投資證券をいう。ナ及びラにおいて同じ。）の売買（ラに掲げるものを除く）	国際証券コード
カ	投資法人の投資法人債券（投資信託及び投資法人債券に関する法律第二条第二十項に規定する投資法人債券をいう。）の売買	国際証券コード
タ	外国の政府、地方公共団体若しくは特別の法令により設立された法人又は国際機関の発行する債券の売買	までの期間
買	外国の政府、地方公共団体若しくは特別の法令により設立された法人又は国際機関の発行する債券の発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間	までの期間
券	（その債務についてヨに規定する者が保証している	までの期間

レ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第九項に規定する優先出資証券及び特定社債券並びに同条第十五項に規定する受益証券の売買	ソ ・社債券（相互会社の社債券を含む。）の売買（ハ、二、ヘ及びチに掲げるものを除く。）	ソ ・協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関が同法の規定に基づき発行する優先出資証券の売買	ソ ・発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間
ラ 投資法人であつてその資産をナ（一）から（三）までに掲げる売買のみにより運用することを約するものへの投資証券の売買	ネ ・株券の売買	ナ ・証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。）において同じ。）であつてその信託財産を次に掲げる売買のみにより運用することを約するものの売買	国際証券コード
	（1） 債券等の売買	（2） （3） 受 益 証 券（一 法 人 の 発 行 す る 社 債 券 等 の 売 買 のみ によ り 運 用 す るこ とを 約 す るも のに 限 る。）の 売 買	国際証券コード

として厚生労働省令で定める基準に適合するもの

(2) 被保険者又は被共済者が所定の時期に生存してゐる場合

務を行つ簡易企業型年金を実施する事業主を含む。)が対象運用方法を選定する場合にあっては、前項第一号中「三以上」とあるのは「二以上」と、同項第二号中「一以上」とあるのは「二以上」とする。

<p>として厚生労働省令で定め る基準に適合するもの</p> <p>前項の運用方法要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該運用の方法に係る契約において、次に掲げる事項があらかじめ定められていること。</p> <p>イ 法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行つた者の当該契約に基づく持分の額又はその算定方法</p> <p>ロ 当該契約に係る法第二十五条第四項の規定による措置に要する費用があるときは、その費用の額又はその算定方法</p> <p>二 法第二十五条第四項の規定により必要な措置が行われたときは、当該運用の方法に係る契約の締結、変更又は解除等に基づき持分の額が速やかに算定されるものであること。</p> <p>三 当該運用の方法に係る契約に基づく第一条第二号ロ(1)から(4)までに掲げる金銭の額は、当該運用の方法について法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行つた者の個人別管理資産に充てられるものであること（企業型年金規約に基づいて企業型年金の実施に要する事務費に充てるときを除く）。</p> <p>四 有価証券の売買にあつては、当該有価証券は、随時に時価評価金額（法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）第六十一条の三第一項第一号に規定する時価評価金額をいう。）を算定することができるものであること。</p> <p>五 生命保険会社又は農業協同組合等への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みにあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ 当該払込みについて法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行つた者を被保険者又は被共済者とするものであること。</p> <p>ロ 当該企業型年金の資産管理機関を保険金、年金又は共済金の受取人とするものであること（事業主が法第八条第一項の規定に基づき生命保険会社又は同項第三号に規定する農業協同組合連合会を相手方とする資産管理契約を締結しているときを除く。）。</p> <p>ハ 当該払込みは、共済金の支払は、次に掲げる場合に限り、行われるものであること。</p> <p>(1) 被保険者又は被共済者が企業型年金加入者等の資格を喪失した場合</p>	<p>期の前に死亡した場合（重度の障害の状態となつた場合を含む。）</p> <p>イ 当該払込みについて法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行つた者を被保險者とするものであること。</p> <p>ロ 当該企業型年金の資産管理機関を返戻金又は保険金の受取人とするものであること（事業主が法第八条第一項の規定に基づき損害保険会社を相手方とする資産管理契約を締結しているときを除く。）。</p> <p>ハ 当該払込みに係る契約に基づく保険金の支払は、被保険者が保険期間中に発生した事由により死亡した場合（重度の障害の状態となつた場合を含む。）に限り、行われるものであること。</p> <p>七 その他当該運用の方法に係る契約に法令に違反する事項がないこと。</p> <p>(運用の方法の数の上限)</p> <p><b>第十五条の二</b> 法第二十三条第一項の政令で定める数は、三十五とする。</p> <p>(運用の方法の選定基準)</p> <p><b>第十六条</b> 法第二十三条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 選定する対象運用方法（法第二十三条第一項に規定する対象運用方法をいう。以下この項において同じ。）のいずれかが第十五条第一項の表の二の項ニ又は三の項レからウまでの区分（同表の中欄の区分をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合にあっては、これらの区分以外の区分から対象運用方法を二以上選定すること。</p> <p>二 選定する対象運用方法のいずれかが第十五条第一項の表の一の項イ若しくはロ、二の項目イ、三の項目イからホまで、四の項目イ又は五の項目イの区分に該当する場合にあっては、これらの区分以外の区分から対象運用方法を二以上選定すること。</p> <p>法第三条第五項に規定する簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業</p>
--	---

務を行つ簡易企業型年金を実施する事業主を含む。)が対象運用方法を選定する場合にあっては、前項第一号中「三以上」とあるのは「二以上」と、同項第二号中「一以上」とあるのは「二以上」とする。

務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。)が対象運用方法を選定する場合にあっては、前項第一号中「三以上」とあるのは「二以上」と、同項第二号中「二以上」とあるのは「二以上」とする。

**第十七条** 企業型記録関連運営管理機関等(法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。以下同じ。)は、法第二十五条第一項の規定により次の各号に掲げる運用の方法について運用の指図を受けたときは、同条第三項の規定により資産管理機関に通知するとともに、第一号に定める事項にあつては郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。第一号において同じ。)に、第二号に定める事項にあつては郵便保険会社(同法第二十一条に規定する郵便保険会社をいう。第二号において同じ。)に通知しなければならない。

一 郵便貯金銀行への預金の預入 次に掲げる事項

イ 法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行つた者の氏名、住所及び生年月日

ロ 郵便貯金銀行への預金の種類及びその預入に充てようとする額又は払戻しをしようとする額

ハ 企業型年金の資産管理機関の名称及び住所

二 郵便保険会社への生命保険の保険料の払込次に掲げる事項

イ 法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行つた者の氏名、住所、性別及び生年月日

ロ 郵便保険会社の生命保険の種類、その保険料の払込みに充てようとする額その他当該者の運用の指図に係る郵便保険会社への生命保険の保険料の払込みに係る契約内容を確定するために必要な事項

ハ 企業型年金の資産管理機関の名称及び住所

(通算加入者等期間の計算)

**第十八条** 法第三十三条第二項の規定により同条第一項の通算加入者等期間を算定する場合において、同一の月が同時に二以上の同条第二項各号に掲げる期間の算定の基礎となるときは、その月は、同項各号に掲げる期間のうち一の期間





に、官報に掲載して行うほか、連合会の事務所の掲示板に掲示し、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により行うものとする。（運営管理業務の委託）

**第三十一条** 法第六十条第一項の規定による運営管理業務の委託は、確定拠出年金運営管理機関から当該運営管理業務の委託を受けたい旨の申出に基づいて行うものとする。

**第二** 連合会は、確定拠出年金運営管理機関から当該運営管理機関から前項の規定による申出があった場合は、当該確定拠出年金運営管理機関に当該運営管理業務を委託しなければならない。ただし、当該確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 法第四条第二項各号のいずれかに該当する者であるとき。

二 運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務の委託を受けようとする確定拠出年金運営管理機関については、個人型年金加入者等に対する確定拠出年金運営管理機関の指定若しくはその変更に係る勧誘方針を定めず、又は当該勧誘方針を金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第十四条に定める方法により公表していない者であるとき。

三 その他当該運営管理業務を個人型年金規約に従い適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。

連合会は、法第六十条第一項の規定により個人型年金加入者等に係る運営管理業務の委託を行いう場合は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 運営管理業務のうちいづれの業務についても、個人型年金加入者等が法第六十五条の規定により指定することができる確定拠出年金運営管理機関が一以上あること。

二 運営管理業務のうち法第二条第七項第一号ロ又はハに掲げる業務（個人型年金加入者が企業型年金の個人別管理資産を有する場合における個人別管理資産に係るもの）を除く。）については、二以上の確定拠出年金運営管理機関が行うこととならないこと。

4 連合会は、前項各号に掲げる要件を満たすため必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による申出を行わない確定拠出年金運営管理機関に業務の委託をすることができる。

#### （運営管理業務の再委託）

**第三十二条** 前条第三項の規定は、法第六十条第三項の規定による確定拠出年金運営管理機関の運営管理業務の再委託について準用する。

**第三十三条** 連合会は、法第六十一条第一項の規定により同項第一号、第二号又は第五号に掲げる事務を委託したときは、遅滞なく、受託した者の名称及び住所並びに委託した事務の内容を厚生労働大臣に届け出なければならない。その後届け出た事項に変更が生じたときも、同様とする。

**（事務を受託できる金融機関）**

**第三十四条** 法第六十一条第二項の政令で定める金融機関は、銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、信託会社、保険会社及び無尽会社とする。

**（法第六十二条第一項第二号の政令で定める者）**

一 国民年金法附則第九条の二第三項若しくは（政令で定める年金である給付）

**第三十四条の三** 法第六十二条第二項第二号の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 国民年金法附則第九条の二第三項若しくは第九条の二の二第三項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金

**第三十五条** 法第六十二条第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金

**（個人型年金加入者掛金の拠出の方法）**

二 厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金

**（個人型年金加入者掛金の拠出の方法）**

保険者」という。）又は同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（第三十六条第五号において「第三号厚生年金被保険者」という。）であつて、その者に係る第三十六条第五号に規定する共済掛金相当額が三万五千円を上回り、かつ、二万円から当該共済掛金相当額から三万五千円を控除した額が個人型年金規約者が三万五千円を上回り、かつ、二万円から当該共済掛金相当額から三万五千円を控除した額が個人型年金被保険者」という。）であつて、その者に係る第三十六条第五号に規定する共済掛金相当額を定める個人型年金加入者掛金の最低額を下回るもの

#### （中小事業主掛金の拠出の方法）

**第三十五条の二** 中小事業主掛金の拠出は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金拠出単位期間を一ヶ月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法

二 第三十六条第三号から第五号までに掲げる

者個人型年金加入者期間の計算の基礎とな

る期間につき、個人型掛金拠出単位期間を一ヶ月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法

口 個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型年金規約で定めるとかわらざ、同項の規定による申出を行なう確定期間を区別して、当該区分した期間ごとに拠出する方法

#### （中小事業主掛金の拠出の方法）

二 第三十六条第三号から第五号までに掲げる

者個人型年金加入者期間の計算の基礎とな

る期間につき、個人型掛金拠出単位期間を一ヶ月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法

その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の額（その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に同条第三号から第五号までに掲げる個人型年金加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあっては、当該拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛け金及び中小事業主掛け金の額を除く。）の総額を控除した額を超えてはならない。



企業年金の加入者の資格を取得した日に喪失するものとする。ただし、当該個人型年金加入者が当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き個人型年金加入者であることを申し出たときは、この限りでない。

策定委員会の決議のうち、計  
項各号に掲げる事項に係るもの  
員及び連合会の理事長の過半  
可否同数のときは、委員長が  
(法の規定により連合会の業務  
における国民年金法等の適用に  
第四十四条 法の規定により連合会

策定委員会の決議のうち、法第七十五条第三項各号に掲げる事項に係るものは、出席した委員及び連合会の理事長の過半数をもって行う。可否同数のときは、委員長が決する。

(法の規定により連合会の業務が行われる場合における国民年金法等の適用)

**第四十四条** 法の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金法第百三十七条の八第一項第六号中「一時金」とあるのは「一時金(確定拠出年金法)(平成十三年法律第八十八号)」の規定により連合会が支給するものを除く。第二百三十七条の二十三及び第二百三十九条の表第五条の項を除き、以下同じ。)と、同法第二百三十七条の十三第三項中「積立金」とあるのは「積立金(年金及び一時金に充てるべきものに限る。以下同じ。)」と、同法第二百三十七条の十五第六項中「その業務」とあるのは「その業務(確定拠出年金法の規定により連合会が行うものを除く。次条において同じ。)」と、同法第二百三十七条の二十一第一項中「支払うべき一時金」とあるのは「支払うべき一時金(確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号))」の規定により連合会が支給するものを除く。(以下この条において同じ。)」と、「一時金の支払金」ととあるのは「一時金の支払金」と、第二十二条第一項中「給付」とあるのは「給付(確定拠出年金法の規定により連合会が支給するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)」を「ど」と、「支給する年金」とあるのは「支給する年金(確定拠出年金法の規定により連合会が支給するものを除く。)」とする。

法の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金基金令(平成二年政令第三百四号)第五十一条第一項の表第二十一条の項中「一時金」とあるのは「一時金(確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号))」の規定により連合会が支給するものを除く。(以下同じ。)と、同条第二項の表第二十八条の項中「評議員会」とあるのは「確定拠出年金法第七十五条に規定する個人型年金規約策定委員会」とする。

(連合会の委託を受けて国民年金基金の業務が行われる場合における国民年金法の適用)

**第四十五条** 法第七十七条第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金法第百二十八条第五項中「含む」とあるのは「含み(確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号))」第七十七条第一項の規定により基金が

		行うものを除く」と、同法第百二十八条の二中 「業務」とあるのは「業務（確定拠出年金法第 七十七条第一項の規定により基金が行うものを 除く。）」とする。
		<b>第四章 個人別管理資産の移換</b>
		（個人別管理資産の移換期限）
	<b>第四十五条の二</b>	企業型年金が終了した場合における法第八十条及び第八十二条の規定による個人別管理資産の移換は、当該企業型年金が終了した日が属する月の翌月から起算して六月以内に行うものとする。
		（企業型年金加入者となつた者の個人型年金加入者の資格の喪失）
	<b>第四十五条の三</b>	個人型年金加入者が、企業型年金加入者の資格を取得した場合であつて、法第八十条第一項の規定により企業型年金の資産管理機関に個人型年金の個人別管理資産を移換するときは、当該企業型年金加入者の個人型年金加入者の資格は、当該企業型年金の企業型年金加入者となつた日に喪失するものとする。ただし、当該企業型年金加入者が企業型年金の資産管理機関に当該個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き個人型年金加入者であることを申し出たときは、この限りでない。
	<b>第四十五条の四</b>	法第八十条第二項の規定は、乙企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて、乙企業型年金の法第二十八条第一号の老齢給付金の受給権を有する者については、適用しない。
		（企業型年金に係る運用の指図に関する規定の準用）
	<b>第四十五条の五</b>	法第八十二条の二の規定により法第八十二条第一項の規定により移換される個人別管理資産がある場合について法第二十五条の二の規定を準用する場合においては、法第八十二条の二の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる法第二十五条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
記列号各項一第規約	企業型年金第五十六条第三項に規定する個人型年金規約	

より個人別管理資産が連合会に移換された者の氏名、住所等の記録及びその保存その他の業務を行ふ者として連合会が指定したものに通知するものとする。

前項に定めるもののほか、個人別管理資産の移換に必要な通知その他の手続は、厚生労働省令で定める。

(個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

**第四十六条の二** 事業主は、その実施する企業型年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき、又は当該企業型年金が終了したときは、法第八十条、第八十二条及び第八十三条の規定により個人別管理資産の移換に関する事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であつた者(次項において「企業型年金加入者資格喪失者」という。)に説明しなければならない。

企業型年金の企業型記録閲連運営管理機関等は、法第五十四条の四、第五十四条の五、第八十条若しくは第八十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定による申出をしていない者であつて、法第八十三条第一項の規定により連合会に個人別管理資産を移換されない企業型年金加入者資格喪失者であるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、これらの規定による個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならない。

連合会は、連合会移換者(法第五十五条第二項第六号に規定する連合会移換者をいい、厚生労働省令で定める者を除く。)に対しても、厚生労働省令で定めるところにより、個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならない。

(確定拠出年金運営管理機関と金融機関)

**第五章 確定拠出年金運営管理機関**

(確定拠出年金運営管理業を営むことができる金融機関)

**第四十七条** 法第八十八条第二項の政令で定める法律は、第三十四条に規定する金融機関と

業協同組合法、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)、信用協同組合及び信用協同組合連合会に係る部分に限る)、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第一百八十三号)、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第二百一十七号)、労働金庫法(昭和二十六年法律第二百一十七号)、預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和三十二年法律第一百三十六号)、国民年金法、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、保険業法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、確定給付企業年金法、厚生年金保険法(平成十三年法律第九十三号)、独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百一十七号)、信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)とする。

**第四十九条** 法第九十一条第一項第五号の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 法、厚生年金保険法及び前条に規定する法律に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三 その他前二号に準ずるものとして主務省令で定める者

(業務の引継ぎ)

**第五十条** 法第九十八条の規定による運営管理業務の引継ぎは、同条各号のいずれかに該当するに至つた後速やかに、主務省令で定める事項を記録した書類(これに相当するもので主務省令で定めるものを含む)を当該運営管理業務を承継する確定拠出年金運営管理機関に引き渡すことによつて行うものとする。

(運営管理契約締結に係る重要な事項)

**第五十一条** 法第一百条第四号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 委託又は再委託を受けることができる運営管理業務の種類及び内容

三 業務の状況(再委託しようとする確定拠出年金運営管理機関の業務の状況を含む)

**第五十二条 削除**

(企業年金基金又は国民年金基金が確定拠出年金運営管理機関となる場合における確定給付企業年金法又は国民年金法の適用)

**第五十三条** 法第八十条第一項の規定により企業年金基金の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第九十三条の中「含む」とあるのは、「含み、確定拠出年金法第二百八条第一項の規定により基金が行うものを除く」とする。

2 法第二百八条第一項の規定により基金が行うものを除く」と、同法第二百二十九条の二中「業務」とあるのは、「業務(確定拠出年金法第二百八条第一項の規定により基金が行うものを除く。)」とす

る。

**第五十四条 削除**

(登録の拒否に係る者)

**第五十五条** 法第六章における主務大臣は、厚生労働大臣及び内閣総理大臣とする。

2 厚生労働大臣及び金融庁長官は、法第二百三条第一項の規定により報告の徴収又は質問若しくは検査(第五十八条において「報告の徴収等」という。)の権限を行使するときは、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

この政令における主務省令は、厚生労働省令・内閣府令とする。

**第五十六条** 法における主務省令は、厚生労働省令・内閣府令とする。

2 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(金融府長官の権限の委任)

**第五十七条** この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

四 法の規定による運営管理業務に係る处分の有無(運営管理業務に係る処分を受けたことのある場合にあつては、当該処分の内容を含む。)

五 法第四十七条第一項の免許を受けたものにあつては、同法第四十七条第一項に規定する登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

六 信用金庫 主たる事務所の所在地

七 水産加工業協同組合(都道府県の区域を超える区域を地区とするものを除く) 主たる事務所の所在地

八 農業協同組合連合会(全国を地区とするものを除く) 主たる事務所の所在地

九 農業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く) 主たる事務所の所在地

十 漁業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く) 主たる事務所の所在地

十一 水産加工業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く) 主たる事務所の所在地

十二 共済水産業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く) 主たる事務所の所在地

十三 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者又は同条第十二項に規定する金融商品仲介業者 本店又は主たる事務所の所在地

四 法の規定による運営管理業務に係る処分の有無(運営管理業務に係る処分を受けたことのある場合にあつては、当該処分の内容を含む。)

五 法第四十七条第一項の免許を受けたものにあつては、同法第四十七条第一項に規定する登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

六 信用金庫 主たる事務所の所在地

七 水産加工業協同組合(都道府県の区域を超える区域を地区とするものを除く) 主たる事務所の所在地

八 農業協同組合連合会(全国を地区とするものを除く) 主たる事務所の所在地

九 農業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く) 主たる事務所の所在地

十 漁業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く) 主たる事務所の所在地

十一 水産加工業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く) 主たる事務所の所在地

十二 共済水産業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く) 主たる事務所の所在地

十三 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者又は同条第十二項に規定する金融商品仲介業者 本店又は主たる事務所の所在地

(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所)の所在地

十四 信託会社 本店(信託業法第五十三条第一項の登録を受けたものにあつては、同法第五十四条第一項の登録を受けたものにあつては、同法第五十三条第一項に規定する主たる支店)の所在地

十五 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する特定金融会社等の営業所又は事務所の所在地

十六 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)第二条第三項に規定する特定金融会社等(前号に掲げる者を除く。)の主たる営業所又は事務所の所在地

十七 資産の流動化に関する法律第二百八条第一項に規定する特定譲渡人又は同法第二百二十四条に規定する原委託者(前各号、次号及び第十九号に掲げる者を除く。)の主たる事務所(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所)の所在地

十八 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者、同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者(それぞれの都道府県の区域内にのみ事務所を有するものに限る。)の主たる事務所の所在地

十九 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条第六項に規定する金融サービス仲介業者(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。)の主たる営業所又は事務所の所在地

二十 長官権限のうち、法第二百三十三条第一項各号に掲げる者に係る長官権限(報告の徴収等の権限を除く。)は、これらの者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

二十一 法第八十八条第一項の登録を受けている第一項各号に掲げる者に係る長官権限(報告の徴収等の権限を除く。)は、これらの者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。

二十二 長官権限のうち、報告の徴収等の権限で確定拠出年金運営管理機関の主たる営業所以外の営

業所（以下この条において「従たる営業所」という。）に関するものについては、第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

前項の規定により確定拠出年金運営管理機関の従たる営業所に対して報告の徴収等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、これらの確定拠出年金運営管理機関の主たる営業所又は当該従たる営業所以外の従たる営業所に対する報告の徴収等を行うことができる。

前各項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも同様とする。

（法附則第二条の二第一項の脱退一時金の支給要件等）

**第五十九条** 法附則第二条の二第一項第二号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号及び第五号に掲げる額を合算した額を控除して得た額とする。

一 脱退一時金の支給を請求した日（以下この項及び次条第二項において「請求日」という。）が属する月の前月の末日における企業型年金の個人別管理資産の額

二 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、事業主及び企業型年金加入者）が拠出することとなつていた掛け金であつて、請求日が属する月の前月の末日までに移換することとなつていた資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までに移換されたものの額

四 法第三条第三項第十号に掲げる事項を規約で定めている場合にあっては、当該規約により事業主に返還されることとなる額

五 法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法第三

十一條の三第一項の規定により移換することとなっていた個人別管理資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額

2 法附則第二条の二第一項第二号の政令で定める額は、一万五千円とする。

3 法附則第二条の二第三項の政令で定める額は、同条第一項の請求をした者の当該請求をして以後の企業型年金規約で定める日（その支給を請求した日から起算して三月を経過するまでの間に限る。）における当該企業型年金の個人別管理資産額とする。  
(法附則第三条第一項の脱退一時金の支給要件等)

第六十条 法附則第三条第一項第六号の政令で定める期間は、一月以上五年以下とする。

2 法附則第三条第一項第六号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号及び第五号に掲げる額を合算した額を控除した額とする。

一 請求日が属する月の前月の末日における個人別管理資産の額

二 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主及び企業型年金加入者）が拠出することとなつていた掛け金であつて、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額

三 法第五十四条第一項若しくは第五十四条の二第一項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなつていた資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額

四 法第三条第三項第十号に掲げる事項を規約で定めている場合にあつては、当該規約により事業主に返還されることとなる額

五 法第五十四条の四第二項、第五十四条の五第二項若しくは第七十四条の四第二項又は中小企业退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により移換することとなつていた個人別管理資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額  
法附則第三条第一項第六号の政令で定める額は、二十五万円とする。

4 法附則第三条第四項の政令で定める額は、同条第一項の請求をした者の当該請求をした日以後の個人型年金規約で定める日（その支給を請求した日から起算して三月を経過する日までの間に限る。）における当該個人別管理資産額とする。

5 法附則第三条第一項第六号に規定する通算拠出期間を算定する場合において、同一の月が同号に規定する企業型年金加入者期間（法第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項の規定により算入された法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあっては、当該通算加入者等期間を含む。以下この項において同じ。）及び同号に規定する個人型年金加入者期間（法第七十四条の一第二項の規定により算入された法第七十三条において準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあっては、当該通算加入者等期間を含む。以下この項において同じ。）において同じ。）の算定の基礎となるときは、その月は、企業型年金加入者期間及び個人型年金加入者期間のうち一つの期間についてのみ、その算定の基礎とするものとする。

6 企業型年金の企業型年金加入者であつた者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、法附則第三条第一項の規定による支給の請求は、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出と同時に行われなければならない。

受益者等（以下この条において「受益者等」という。）のうち、当該事業主が当該適格退職年の受入れば、適用終了日までの間、第一項各号に掲げる資産のほか、当該実施事業所の事業主が締結している適格退職年金契約の全部又は一部を解除することにより事業主に返還される資産であつて資産管理機関に移換するもの（法人税法施行令附則第十六条第一項第七号ハに規定する過去勤務債務等の現在額がない場合において返還されたものに限るものとし、当該適格退職年金契約に係る受益者等が、その者が負担した同項第二号に規定する掛け金等を原資とする部分（以下この項において「本人負担分」という。）の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。）について行うものとする。この場合において、当該資産の移換の受け入れを行う日は、当該資産の移換に伴い当該適格退職年金契約の全部又は一部が解除される日のほか、適格退職年金契約に係る受益者等（事業主が当該適格退職年金契約に基づき法人税法施行令附則第十六条第一項第二号に規定する掛け金等の払込みを行つてあるものに限る。）とする。

### 附 則（平成一三年九月五日政令第二八

（施行期日）抄

第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成一三年九月五日政令第二八  
（施行期日）抄  
第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成一三年一月二六日政令第二八  
（施行期日）抄  
第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成一三年一二月二一日政令第二八  
（施行期日）抄  
第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

### 附 則（平成一四年三月一三日政令第四

（施行期日）抄

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

### 附 則（平成一四年八月一一日政令第二七

（施行期日）抄

第一条 この政令は、平成十四年八月一日から施行する。

### 附 則（平成一四年一〇月二日政令第三

（施行期日）抄

第一条 この政令は、平成十五年一月一日から施行する。

### 附 則（平成一四年一月一八日政令第

（施行期日）抄

第一条 この政令は、平成十五年一月一日から施行する。

### 附 則（平成一五年五月三一〇日政令第四

（施行期日）抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

### 附 則（平成一五年三月一二日政令第二

（施行期日）抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

### 附 則（平成一五年七月三〇日政令第三

（施行期日）抄

第一条 この政令は、平成十五年七月三〇日から施行する。

### 附 則（平成一五年七月三〇日政令第三

（施行期日）抄

第一条 この政令は、平成十五年七月三〇日から施行する。

### 附 則（平成一五年七月三〇日政令第三

（施行期日）抄

第一条 この政令は、平成十五年七月三〇日から施行する。

### 附 則（平成一六年一〇月二〇日政令第

（施行期日）抄

第一条 この政令は、平成十六年一月一日から施行する。

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

### 附 則（平成一九年八月三日政令第二三

（施行期日）抄

第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

### 附 則（平成一九年七月一三日政令第二

（施行期日）抄

第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。

### 附 則（平成一九年七月一三日政令第二

（施行期日）抄

第一条 この政令は、改正法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 附 則（平成一九年八月三日政令第二

（施行期日）抄

第一条 この政令は、改正法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

貯金」と、同条第一号中「簡易生命保険の保険料」とあるのは、「旧簡易生命保険（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第二条に規定する簡易生命保険をいう。以下この号において同じ。）の保険料」と、同号四中「簡易生命保険」とあるのは、「旧簡易生命保険」とする。

（罰則に関する経過措置）

**第四十一条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則（平成二十三年一月二八日政令第  
三五八号）**  
この政令は、平成二十四年一月一日から施行  
する。

附 則（平成二四年七月一九日政令第一  
九五号）

者をいう。次項において同じ。)であつたものについて、同法附則第三条第一項の規定を適用する場合においては、同項第三号中「者に」あるのは、「者(第四号厚生年金被保険者を除く。)」とする。

平成二十七年十月一日から施行日の前日までの間に確定拠出年金法附則第三条第一項の請求を行っていない者のうち、同月一日から施行日の前日までのいずれかの日において同項各号(第四号厚生年金被保険者である場合にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当するに至つたもの(同年九月三十日において同項各号のいずれかの日において同項各号に該当するに至つたもの)の同年九月三十日における年金額を算定する場合においては、同項第三号中「者に」あるのは、「者(第四号厚生年金被保険者を除く。)」とする。

（施行期日）  
**第一条** この政令は、平成三十年一月一日から施行する。  
（経過措置）  
第二条 この政令の施行の日（以下、「二〇二二年一月一日」）以前に平成二十九年度の予算から適用する。

附 則（平成一九年九月二〇日政令第二  
九二号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一一月七日政令第三  
二九号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。  
(罰則の適用に関する経過措置)

第三十四条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年五月二一日政令第一  
八〇号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年七月二五日政令第二  
三七号）抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年七月二九日政令第一  
九三号）  
この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二三年八月一〇日政令第二  
五五号）

施行する。  
**(平成二六年三月二四日政令第十七号)抄**  
第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

**附 則（平成二六年六月一八日政令第一四号）**

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

**附 則（平成二六年七月二日政令第二四六号）**

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

**附 則（平成二七年九月三〇日政令第三四二号）抄**  
(施行期日)  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

**附 則（平成二七年一二月二日政令第四〇二号）**  
(施行期日)  
第一条 この政令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 平成二十七年十月一日からこの政令の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において確定拠出年金法附則第三条第一項の請求を行つた者であつて、当該請求を行つた日ににおいて第四号厚生年金被保険者（同法第十二条第六項に規定する第四号厚生年金被保険者）

のいずれにも該当しない同年十月一日にちりて同項各号（第四号厚生年金被保険者である場合にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当していた者（以下この項において「継続要件該当者」という。）を含む。）であつて、次に該件該当者の各号のいずれにも該当するものが施行日から起算して六月を経過する日までの間において當該請求を行つた場合（当該請求を行つた日にちりて同条第一項各号のいずれかに該当しない場合は限る。）における同項の規定の適用について當該請求は、当該該当するに至つた口で（継続要件該当者にあつては、同年十月一日以後にする。第一号において「要件該当日」という。において行つたものとみなす。この場合において、同項第三号中「者に」とあるのは、「老齢（第四号厚生年金被保険者を除く。）に」とす。

一 要件該当日において第四号厚生年金被保険者であったこと。

二 施行日において確定拠出年金法附則第三条第一項各号のいずれかに該当しないこと。

三 平成二十七年十月一日から施行日の前日までの間に確定拠出年金法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。

附 則（平成二八年三月二五日政令第七十号）  
（施行期日）  
抄

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年六月二十四日政令第二四五号）  
この政令は、平成二十八年七月一日から施行する。

附 則（平成二八年九月二三日政令第三一〇号）

<p>1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改」）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （令和三年六月二日政令第一六二号）抄</p>	<p>2 この政令の施行に關し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。（厚生労働省令への委任）</p> <p>（厚生労働省令への委任）</p> <p>（平成三〇年八月一日政令第二三六号）抄</p>	<p>この日（平成三十年五月一日）から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（厚生労働省令への委任）</p> <p>（平成三〇年八月一日政令第二三六号）抄</p>
--	--	--

<p>1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改」）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （令和三年六月二日政令第一六二号）抄</p>	<p>2 この政令の施行に關し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。（厚生労働省令への委任）</p> <p>（厚生労働省令への委任）</p> <p>（平成三〇年八月一日政令第二三六号）抄</p>	<p>この日（平成三十年五月一日）から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（厚生労働省令への委任）</p> <p>（平成三〇年八月一日政令第二三六号）抄</p>
--	--	--

<p>1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改」）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （令和三年六月二日政令第一六二号）抄</p>	<p>2 この政令の施行に關し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。（厚生労働省令への委任）</p> <p>（厚生労働省令への委任）</p> <p>（平成三〇年八月一日政令第二三六号）抄</p>	<p>この日（平成三十年五月一日）から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（厚生労働省令への委任）</p> <p>（平成三〇年八月一日政令第二三六号）抄</p>
--	--	--

<p>1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>○号）抄</p>	<p>この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>○号）抄</p>	<p>この政令は、令和二年四月三日政令第一四二号）抄</p>
--	--	--------------------------------

<p>1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>○号）抄</p>	<p>この政令は、令和二年五月一日から施行する。</p> <p>○号）抄</p>	<p>この政令は、令和四年五月一日から施行する。</p> <p>○号）抄</p>
--	--	--

<p>1 この政令は、令和五年一〇月六日政令第三〇号の改正規定（「十四年」を「十九年」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第四十六条及び第四十七条の規定並びに附則第二十五条の規定 令和四年五月一日</p> <p>二 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第七条、第十一条及び第十四条の規定 第三十三条の規定（平成二十一年六月経過措定政令第三条第四項及び第七項の改正規定に限る。）並びに第三十七条、第三十九条及び第五十五条から第六十五まで の規定 令和四年十月一日</p>	<p>1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。</p> <p>○号）抄</p>	<p>1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。</p> <p>○号）抄</p>
--	--	---